

連結財務諸表の作成と活用

担当課：財務部 財政課

事務事業の概要	検出事項	監査の結果
<p>1 連結財務諸表に関する取組み</p> <p>(1) 大阪府財政運営基本条例第25条第5項により、平成23年度決算から連結財務諸表を作成・公表している。</p> <p>(2) これは、地方自治体の行政サービスが関係団体の多様な主体によって実施されている実態を踏まえ、事務事業について本府と密接な関係にある関係団体を一つの行政サービス実施主体とみなし、大阪府全体の財務諸表と連結して大阪府グループとしての連結財務諸表を作成するとの考え方によるものである。</p> <p>【大阪府財政運営基本条例第25条第5項】</p> <p>5 知事は、全会計財務諸表（会計別財務諸表及び法適用企業に係る特別会計の決算について作成した会計別財務諸表に準ずる書類を集約して作成した書類をいう。以下同じ。）及び連結財務諸表（全会計財務諸表及び府が業務の運営に関与し、府の施策と密接な関連を有する業務を行っている法人として規則で定めるものの決算に係る貸借対照表、損益計算書その他これらに類する書類を集約して作成した書類をいう。）を作成しなければならない。</p> <p>2 連結財務諸表の作成状況</p> <p>(1) 作成ルールとして、「連結財務諸表等作成要領」及び「連結財務諸表等作成事務手引」を整備し、これらに基づき連結財務諸表を作成している。</p> <p>(2) ルールの主な特徴は以下のとおりである。</p> <p>ア 連結の範囲 実質支配力の観点を重視し、出資比率が50%以上であっても、知事が指定する「自立化法人」は連結対象外としている。</p> <p>イ 連結対象法人固有の会計処理の修正・調整 各団体の財務諸表を尊重し、連結作業における処理基準の統一化は行わないとしている。</p>	<p>1 平成23年度連結財務諸表では、今後改善の検討を要する事項がいくつか見受けられた。</p> <p>(1) 府が大阪府道路公社を通じて行った用地取得取引に関して、同公社の財務諸表には府に対する用地代金の分割支払に係る債権が計上されている一方、府の財務諸表には同債務が計上されていないことから、連結上の内部債権である同公社の債権が消去されずそのまま連結財務諸表に計上されていた。</p> <p>(2) 各団体の財務諸表を尊重し、特段の調整を行わず合算していることから、リース資産13億円に対してリース債務73億円と約60億円の差異があった。</p> <p>(3) また、同様に、大阪府中小企業信用保証協会の保証債務等に係る貸倒引当金について、繰入と戻入約1,000億円が、特別利益と特別損失に両建計上されていた。</p> <p>2 現在は連結財務諸表の作成に注力している状況にあり、将来の活用に向けた取組みについて、議論や検討が不十分である。</p> <p>【大阪府の新公会計制度（案）（平成22年8月公表）より抜粋】</p> <p>連結財務諸表については、大阪府グループとしての各政策への取組状況とその成果を府民に説明すべく、さらに政策別セグメント情報等の作成に取り組んでいく。</p>	<p>1 内部取引による債権債務の相殺消去に関するチェックの不備、及び「連結作業における処理基準の統一化は行わない」とする作成ルールのもと作成した結果、財務実態を適切に反映せず、分かりにくい表示となっている。</p> <p>2 府民に対する適切な開示及び将来の財政運営に資する活用方策の検討が課題である。</p>
<p>※自立化法人：府から人的及び財政的な支援を受けることなく、知事の指定を受けた法人</p> <p>例) (公財) 日本センチュリー交響楽団、(一財) 大阪府男女共同参画推進財団</p>	<p align="center">事務事業を所管する財務部の見解</p> <p>1 修正・調整を行うためには、連結対象法人等との調整や作業に多大な時間を必要とし、その負担を連結対象法人に求めることは困難であるため、処理基準の統一化は行わない。ただし、監査等からご指摘いただき府の判断で対応可能な事項については、今後検討のうえ読替や注記などで対応するとともに、チェック体制の強化についての検討もおこなう。</p> <p>2 連結財務諸表の活用に向け、政策別セグメント情報及びアニュアルレポートの作成について検討する。</p>	

委員意見

- 1 連結財務諸表の作成に関して、財務実態をより適切に反映し、分かりやすい表示となるよう、以下の点を検討されたい。
 - (1) 「連結財務諸表等作成事務手引」において「連結作業における処理基準の統一化は行わない」としている点について、適切な情報開示の観点から、弾力的な運用およびルール見直しの必要性等について検討されたい。
 - (2) (1)の検討にあわせて、正確性の担保の観点から、作成に関するチェック体制のあり方を検討されたい。
- 2 連結財務諸表の活用については、府民に対する適切な情報開示及び将来の財政マネジメントに資するよう、政策別セグメント情報やアニュアルレポートの作成及び今後の活用に向けたロードマップの作成などを検討されたい。

措置の内容

- 1 (1) 連結対象法人の財務諸表は、それぞれの法人格の会計基準に基づき作成されていることから、原則として尊重すべきものであり、処理基準の統一は行わないが、適切な情報開示の観点から、検出事項(2)(3)を新たに注記に盛り込むなど、注記の充実を図った。今後とも弾力的な運用により、わかりやすい連結財務諸表の開示に努める。
- 1 (2) 各部局の担当者に対し、連結財務諸表の作成手順や留意点等に関する説明会を開催して全体のレベルアップを図るとともに、様式を見直し、作成段階における間違いが起りにくいものとし、また、財政課内での連結作業においては、チェックシートの作成を行うなど、チェック体制の強化を図った。
- 2 府民に対する適切な情報開示の手段として、会計局と連携を行い、各会計合算財務諸表・全会計財務諸表・連結財務諸表を作成し、「財政のあらまし」（平成25年12月）に掲載、公表した。

阪南2区（ちきりアイランド）整備事業

担当課：都市整備部 港湾局

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																																																										
<p>1 阪南2区（ちきりアイランド）整備事業</p> <p>(1) 港湾物流機能の強化・拡充や背後市街地の住工混在地域の環境改善などを図る岸和田市沖の埋立事業で、平成10年度に整備に着手し、現在は全141.7ヘクタールのうち優先的整備区域（77.7ヘクタール）を対象に事業を進めている。</p> <p>(2) 阪南2区整備事業の事業状況</p> <table border="1" data-bbox="350 569 1323 737"> <tr> <td>全体計画事業費</td> <td>105,005百万円</td> <td>(74,605百万円)</td> </tr> <tr> <td>優先的整備区域計画事業費</td> <td>54,704百万円</td> <td>(47,804百万円)</td> </tr> <tr> <td>既投資実績</td> <td>43,111百万円</td> <td>(38,711百万円)</td> </tr> <tr> <td>優先的整備区域残事業費</td> <td>11,593百万円</td> <td>(9,093百万円)</td> </tr> <tr> <td>優先的整備区域整備完了予定</td> <td colspan="2">平成35年度</td> </tr> </table> <p>*（ ）内は港湾整備事業特別会計（以下「特別会計」という。）。残りは一般会計による。</p> <p>2 優先的整備区域（特別会計）の収支計画</p> <p>(1) 清掃工場用地(9.0ヘクタール)及び余熱利用用地(3.0ヘクタール)は分譲済。第1期製造業用地(12.2ヘクタール)も全て分譲予定だったが、一部の大口分譲先以外は分譲希望が少なかったため、20年間の定期借地による賃貸を平成18年度に開始。現在、第1期保管用地及び第2期製造業用地の整備を順次進行中である。</p> <p>(2) 現在賃貸中の物件及び今後整備の全物件について、20年間の賃貸収入に加え、20年後に現在の想定価格により全て分譲できることを前提とした収支計画。分譲完了予定は平成61年度となっている。</p> <table border="1" data-bbox="338 1104 1329 1304"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>これまでの累計</th> <th>今後の見込</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">収入</td> <td>分譲</td> <td>19,377</td> <td>16,089</td> <td>35,466</td> </tr> <tr> <td>賃貸</td> <td>262</td> <td>14,050</td> <td>14,312</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>19,639</td> <td>30,139</td> <td>49,778</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業費</td> <td>38,711</td> <td>9,093</td> <td>47,804</td> </tr> <tr> <td colspan="2">収支</td> <td>△19,072</td> <td>21,046</td> <td>1,974</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 臨海債の発行・償還状況等</p> <p>(1) 優先的整備区域のうち収入が確保できる区画の整備に対して臨海債を起債。</p> <table border="1" data-bbox="338 1430 1329 1566"> <thead> <tr> <th></th> <th>既発行額</th> <th>償還済額</th> <th>未償還額 (H50年度償還)</th> <th>今後の発行予定額 (H55年度償還)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>元本</td> <td>44,450</td> <td>28,750</td> <td>15,700</td> <td>1,510</td> </tr> <tr> <td>利息</td> <td>10,050</td> <td>5,712</td> <td>4,338</td> <td>643</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 既発行額、償還済額、未償還額は借換を含む。</p> <p>(2) 臨海債の償還に備えるため、発行時に設定された金額を毎年度、減債基金として積立しているが、本事業は収支余剰がなく、特別会計全体から補填している。現在までの収支補填額は10,810百万円(別途、阪南2区事業から一般会計へ6,740百万円の繰出金あり)となっている。特別会計全体の収支から補填しきれない場合には、一般会計からの補填の必要が生じることになる。</p>	全体計画事業費	105,005百万円	(74,605百万円)	優先的整備区域計画事業費	54,704百万円	(47,804百万円)	既投資実績	43,111百万円	(38,711百万円)	優先的整備区域残事業費	11,593百万円	(9,093百万円)	優先的整備区域整備完了予定	平成35年度				これまでの累計	今後の見込	合計	収入	分譲	19,377	16,089	35,466	賃貸	262	14,050	14,312	合計	19,639	30,139	49,778	事業費		38,711	9,093	47,804	収支		△19,072	21,046	1,974		既発行額	償還済額	未償還額 (H50年度償還)	今後の発行予定額 (H55年度償還)	元本	44,450	28,750	15,700	1,510	利息	10,050	5,712	4,338	643	<p>1 賃借人から契約期間満了後、物件購入する確約は得ていないにもかかわらず、現在賃貸中の物件及び今後整備の全ての物件が20年間の賃貸期間終了後に賃借人に売却できることを前提としており、本事業の将来の収支計画は不確実性が高いものとなっている。</p> <p>2 今後の臨海債元本の償還が172億円、利息の支払いが50億円あり、その償還が完了するのは平成55年度であるが、償還財源となる定期借地の賃貸収入及び分譲収入の見込みについては、上記のとおり不確定要因が多い。 このように、本事業の収支は特別会計全体の資金収支計画に重大な影響を与えるものであるにもかかわらず、特別会計全体の収支計画は平成32年度までしか策定されていない。</p>	<p>1 本事業の成否は府の財政状況に重要な影響を及ぼすものであるにもかかわらず、不確実性の高い収支計画しか策定されておらず、賃借人の退去の可能性等のリスク要因が考慮されていないことは問題である。</p> <p>2 本事業の優先的整備区域の起債償還が終了する平成55年度までに対応した特別会計全体の収支見込みを策定していないことは問題である。 特別会計全体の年度ごとの資金収支の見込みを策定することにより、臨海債償還に伴う資金ショート及び一般会計からの補填リスクの有無を把握する必要がある。</p>
全体計画事業費	105,005百万円	(74,605百万円)																																																										
優先的整備区域計画事業費	54,704百万円	(47,804百万円)																																																										
既投資実績	43,111百万円	(38,711百万円)																																																										
優先的整備区域残事業費	11,593百万円	(9,093百万円)																																																										
優先的整備区域整備完了予定	平成35年度																																																											
		これまでの累計	今後の見込	合計																																																								
収入	分譲	19,377	16,089	35,466																																																								
	賃貸	262	14,050	14,312																																																								
	合計	19,639	30,139	49,778																																																								
事業費		38,711	9,093	47,804																																																								
収支		△19,072	21,046	1,974																																																								
	既発行額	償還済額	未償還額 (H50年度償還)	今後の発行予定額 (H55年度償還)																																																								
元本	44,450	28,750	15,700	1,510																																																								
利息	10,050	5,712	4,338	643																																																								

<p>4 特別会計の減債基金への積立て 平成24年度末時点の積立金残高は、5,175百万円となっており、この内、余剰財源による積立額は、2,032百万円となっている。</p>	<p style="text-align: center;">事務事業を所管する都市整備部の見解</p> <p>1 当事業は平成20年の財政再建プログラムの総点検において、全体計画のうち処分可能性の高い区域（以下「優先的整備区域」）のみを対象に事業継続が認められました。これ以降、事業実施の判断は、その都度、投資額が収支に与える影響を財務部局と協議しながら進めています。</p> <p>また、進出された企業は住工混在地域の解消といった環境改善や事業所集約を目的として当事業地に設備投資を行い進出されており、他へ移転する可能性は低いと考えています。なお、賃借人とは定期借地権付賃貸借契約を締結しており、契約期間満了時には更地にして返還する契約条項となっているものの、賃貸借開始後、10年を超えた時点で、賃借人より買取申出ができる特約事項を設けており、賃借人は事業を当地で継続する場合には、購入という選択を促すような契約内容となっています。</p> <p>これらのことから購入の可能性は十分にあるものと考えています。</p> <p>しかしながら、今後のご指摘の点も踏まえたシミュレーションを行い、適切なリスク管理を行えるよう検討します。</p> <p>2 特別会計全体の収支状況としては、直近5年程度の中期的な収支計画により資金状況を確認しています。これは、将来見通しを立てる際に前提として(1)現在の収入額を将来に渡って推移させるため、長期間の収支見通しとしては、経済動向や社会情勢の変化等の要因により大幅に収入額が変わる可能性があること。(2)支出についても全体計画はあるものの事業実施時期及び事業費が確定していない施設整備を現時点で適切に収支上に反映できないこと。以上の点から、収入支出ともに不確実性が非常に高く、精度の高い資金状況を把握することは困難であるためです。</p> <p>しかしながら、一定の前提条件の下、起債償還終了年度までの資金計画を作成し、当事業が特別会計全体に与える影響を確認・把握できるよう検討します。</p>
委員意見	
<p>1 本事業の資金収支計画の策定にあたっては、不確実性の高い収入予測に基づき判断するのではなく、賃借人の退去の可能性等を想定した最悪のシナリオに基づくシミュレーションを併せて行うことにより、特別会計全体の資金ショート及び一般会計からの補填リスクを適切に把握し、対応策を検討されたい。</p> <p>2 本事業の成否が特別会計全体の資金ショート及び一般会計からの補填リスクを増大させるリスクを未然に把握・回避し、将来負担に関する説明責任を果たすために、本事業終了までの各年度の特別会計全体の資金収支計画を策定されたい。</p>	
措置の内容	
<p>1 委員意見を踏まえ、阪南2区整備事業を含む臨海土地造成事業終了までの各年度の特別会計全体の資金収支の試算を行うとともに、あわせて、今後新規の賃貸及び売却がない場合の資金収支の試算を一定の前提条件の下で行った。その結果、元利償還金が増嵩する平成41年度に単年度ではあるが収支不足が発生することが確認された。</p> <p>しかし、当特別会計においては、平成22年度より元利償還に要する財源負担の軽減並びに地方債償還期間の短縮を図るべく、毎年度の剰余金を減債基金に積立て活用する取り組みを進めており、上記収支不足への対応策として、平成31年度まで同取組を進めることで、この収支不足を解消できる見込みであることを確認している。</p> <p>2 今後、当特別会計における各事業計画の見直し時など、必要に応じて今回作成したシミュレーションの更新を行い、特別会計全体の資金ショート及び一般会計からの補填リスクの把握・回避に努める。</p>	

府営公園指定管理者による収支報告の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容												
都市整備部 鳳土木事務所 (指定管理者・浜寺公園指定管理グループ)	1 府営公園指定管理者(以下「指定管理者」という。)は、指定管理期間中の毎年度終了後60日以内に事業報告書を府に提出する必要がある。しかしながら、浜寺公園の指定管理者である浜寺公園指定管理グループが府に提出した平成24年度の実業報告書に記載された収支状況の金額が、浜寺公園指定管理グループの管理する会計帳簿の最終確定額と一致していなかった。 これは、浜寺公園指定管理グループが期限内に事業報告書を提出することを優先させた結果、減価償却や消費税計算等の決算整理仕訳を概算額のまま計上したことなどによるものと考えられる。	1 浜寺公園指定管理グループは、事業報告書に記載された収支状況の数値を毎年度終了後60日以内に確定させ、会計帳簿の最終確定額と整合する正確な収支報告を府に提出されたい。	1 浜寺公園指定管理グループは、平成24年度の実業報告書について、会計帳簿の最終確定額と整合する修正後の収支報告を府に提出した。												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事務所運営費</th> <th>光熱水費</th> <th>維持補修・修繕費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業報告書上の記載</td> <td>156,913千円</td> <td>73,865千円</td> <td>33,309千円</td> </tr> <tr> <td>会計帳簿上の記載(最終確定額)</td> <td>150,318千円</td> <td>75,374千円</td> <td>31,092千円</td> </tr> </tbody> </table>		事務所運営費	光熱水費	維持補修・修繕費	事業報告書上の記載	156,913千円	73,865千円	33,309千円	会計帳簿上の記載(最終確定額)	150,318千円	75,374千円	31,092千円		
	事務所運営費	光熱水費	維持補修・修繕費												
事業報告書上の記載	156,913千円	73,865千円	33,309千円												
会計帳簿上の記載(最終確定額)	150,318千円	75,374千円	31,092千円												
	2 事業報告書における人件費は、浜寺公園の管理業務に直接的に従事する者に支払われた金額を個別に集計したものではなく、浜寺公園指定管理グループの構成員である一般財団法人大阪府公園協会が管理する府営公園(10公園)に従事する者全員の人件費総額を人数按分により配賦した金額を当公園の人件費として報告している。このため、浜寺公園の管理運営に実際に要した人件費を表していない。	2 浜寺公園指定管理グループは、当公園に直接的に従事する者の人件費について、実際に支払われた金額を個別に集計し、報告されたい。	2 浜寺公園指定管理グループは、上記収支報告において、浜寺公園に直接従事する者の人件費について、実際に支払われた金額を個別に集計した金額により報告した。												
	3 契約書では、府は指定管理者から提出された事業報告書を速やかに確認することとなっているが、上記1及び2のような状況にあり、十分な確認が行われていない。	3 鳳土木事務所は、指定管理者から提出された事業報告書について、適切に収支報告がなされるよう対処されたい。	3 指定管理者から提出される事業報告書について、適切に収支報告がなされるよう、指定管理者が管理する会計帳簿の数値と整合する正確な収支報告とすることや、公園毎に直接的に従事する者の人件費を計上することなどの内容を盛り込み、平成26年4月1日、「府営公園管理要領」を改正した。 また、鳳土木事務所は、指定管理者に対して、改正された「府営公園管理要領」に基づき、適切な報告書を提出するよう指導した。												
	<p>※ 府営公園管理業務契約書 (事業報告書等の提出)</p> <p>第12条 受注者は、発注者に対して、毎年度終了後60日以内に事業報告書を、同じく90日以内に貸借対照表、損益計算書、財産目録又はこれらに相当する書類を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められた場合は、この限りではない。</p> <p>2 事業報告書に記載する内容は、指定管理者の名称、主たる事務所の所在地、代表者氏名並びに担当者の氏名及び連絡先、年度の区分、管理業務の実施状況、公園の利用状況、保守点検、修繕その他管理に要した経費等の収支状況、個人情報の保護及び情報公開体制その他発注者が必要と認める事項を記載するものとする。</p> <p>3 発注者は、第1項の事業報告書を受領したときは、速やかに確認を行わなければならない。 (経理の明確化)</p> <p>第14条 受注者は、管理業務の実施に当たり、指定管理者としての業務に係る経理とその他の業務に係る経理を明確に区分しておかななければならない。</p>														

債権区分の誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容												
枚方土木事務所	<p>個人事業者が府の管理する道路を損傷したため、原因者負担命令を平成19年度に行い、17,775千円の債権が発生した。その後、月々10,000円の分割返済とする分納誓約書を入手し、平成24年度より回収を進めているものの、平成24年度末現在で14,309千円の債権が残っている。</p> <p>全額回収には100年以上を要する計算となり、他に担保となるような資産もないにもかかわらず、分割返済中であるとして、個別に回収可能性を検討することなく一般債権に分類しており、債権が適切に評価されていない。</p>	<p>債権の分類に当たっては、債務者の支払意思によるのではなく、債務者の財産状況や支払いの実行可能性を勘案する必要がある。</p> <p>現在の分類では債権の回収可能性の実態を大阪府新公会計制度上の財務諸表に適正に反映できていないと考えられることから、貸倒懸念債権に分類するとともに、適切な不納欠損引当金を計上されたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【評価性引当金取扱要領】 (要引当金額の算定)</p> <p>第5条 要引当金額は、債務者の財政状態又は経営状態等に応じて、個別の債権を次に掲げる債権の分類に区分し算定する。</p> <table border="1" data-bbox="1160 905 2169 1556"> <thead> <tr> <th>債権の分類</th> <th>分類の定義</th> <th>要引当金額の算定方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般債権</td> <td>財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権</td> <td>過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。</td> </tr> <tr> <td>貸倒等懸念債権</td> <td>破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。</td> </tr> <tr> <td>破産・更生債権</td> <td>破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権</td> <td>債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。</td> </tr> </tbody> </table> </div>	債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法	一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。	貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。	破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。	<p>平成25年度決算整理において、本債権の回収計画の内容を考慮し、未収金の債権分類を一般債権から貸倒懸念債権に分類するとともに、会計局と協議の上、「評価性引当金取扱要領」に基づき、要引当金額を計上した。</p> <p>なお、平成26年8月末、債務者に対して、現在の収入等の生活状況についてヒアリングを行ったところ、分割債務承認当時と変わりなく、現時点での返済額の増加は不可能であったため、今後、収入の向上や臨時収入があった際、返済額の増加や一時金を納入するよう指導を行った。</p> <p>今後、引き続き、分割納付計画の着実な履行の監視に努めるとともに、定期的に債務者と連絡をとり、収入等の生活状況を把握し、適正な債権管理に努める。</p>
債権の分類	分類の定義	要引当金額の算定方法													
一般債権	財政状態又は経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権	過去の不納欠損及び貸付金償還免除の実績等合理的な算定基準に基づき算定する。													
貸倒等懸念債権	破産又は経営破綻等の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額について、債務者の財政状態及び経営成績を考慮して算定する。													
破産・更生債権	破産又は経営破綻等に陥っている債務者（実質的に破産又は経営破綻等に陥っている場合を含む。）に対する債権	債権の金額から当該債権に対する担保又は保証による回収見込額を差し引いた残額とする。													